

令和6年度茨城県立中学校及び茨城県立中等教育学校の第1学年合格者数等について

1月6日(土)に実施いたしました令和6年度茨城県立中学校及び茨城県立中等教育学校の入学者選抜検査における各学校の合格者数等について、下記のとおりお知らせいたします。

なお、合格者の発表は、本日午前9時にインターネットを利用して行いました。

記

1 合格者数等

	募集定員 (人)	受検者数(人)			合格者数(人)			倍率 (A/B)
		男	女	計(A)	男	女	計(B)	
日立一附	80	95	109	204	40	40	80	2.55
太田一附	40	19	35	54	19	21	40	1.35
水戸一附	80	149	159	308	40	40	80	3.85
鉾田一附	40	43	54	97	20	20	40	2.43
鹿島附	40	29	43	72	20	20	40	1.80
土浦一附	80	97	139	236	40	40	80	2.95
竜ヶ崎一附	40	81	74	155	20	20	40	3.88
下館一附	40	34	48	82	20	20	40	2.05
下妻一附	40	54	46	100	20	20	40	2.50
水海道一附	40	83	87	170	20	20	40	4.25
勝田中等	120	67	76	143	60	60	120	1.19
並木中等	160	280	267	547	80	80	160	3.42
古河中等	120	85	105	190	60	60	120	1.58
合計	920	1,116	1,242	2,358	459	461	920	

■ 今後の予定について

1月18日(木)・19日(金):入学確約書提出

1月22日(月)・23日(火):欠員の補充のための入学意志確認

2 面接の再実施について

(1) 校名 日立第一高等学校附属中学校

(2) 件数 1件

(3) 対象者数 2名

(4) 概要

- ・ 面接試験（集団面接）では受検者全員に回答の意向を確認する必要があったが、1グループでひとつの質問について、受検者5名のうち2名に回答の意向を確認せずに面接を終了してしまった。

(5) 対応

- ・ 面接試験終了後に、2名の回答の意向を確認していないことに気が付き、予備問題にて再度の面接を実施することとした。
- ・ 7日（日）に保護者に事情を説明し了解いただくとともに、8日（月）に当該箇所の再度の面接を実施した。
- ・ なお、本件による合否への影響はありません。

(6) 再発防止のための対応

- ・ 全ての県立中学校・中等教育学校、高等学校に対し、直ちに面接マニュアルの点検、見直しを指示
- ・ 県教育委員会として、各学校に対し、入学者選抜の面接でのトラブルに対する適切な対応について注意喚起

【本資料についてのお問い合わせ先】

教育庁学校教育部高校教育課高校教育改革推進室入試制度改革担当 西條

TEL 0296-78-2124

■令和6年度茨城県立中学校及び茨城県立中等教育学校の入学者選抜実施要項（抜粋）

7 選抜検査

(1) 実施期日

令和6年1月6日（土）

(2) 実施会場

志願先の県立中学校又は県立中等教育学校

ただし、志願者数によっては近隣の県立高等学校を実施会場とする場合がある。

(3) 実施方法及び内容

ア 適性検査Ⅰ（45分間）

小学校で学習した内容を基に、思考力、判断力及び課題を発見し解決する力などをみる。

イ 適性検査Ⅱ（45分間）

文章や資料を基に、読解力、分析力及び自分の考えを表現する力などをみる。

ウ 面接（1グループ20分間程度）

5人程度を1グループとした集団面接とし、学習への意欲や6年間一貫の学校生活への適性などをみる。

※ 県立中学校及び県立中等教育学校の入学者選抜に係る適性検査問題の出題内容については、小学校1学年及び2学年の学習内容は、小学校学習指導要領（平成20年3月文部科学省告示）に基づくものとし、小学校3学年から6学年の学習内容は、小学校学習指導要領（平成29年3月文部科学省告示）に基づくものとする。

なお、小学校学習指導要領等の改訂に伴う移行措置については、平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間における小学校学習指導要領の特例（平成29年7月文部科学省告示）に基づくものとする。

(4) 日程

8：40	集合
8：40～ 9：00	点呼、諸注意
9：30～10：15	適性検査Ⅰ
10：45～11：30	適性検査Ⅱ
11：40～11：45	諸連絡
11：45～12：30	昼食
	面接（各学校の計画による時間で実施）

8 選抜方法

県立中学校長及び県立中等教育学校長は、調査書及び志願理由書の内容並びに適性検査Ⅰ、適性検査Ⅱ及び面接の結果を総合的に判断して、合格者を決定する。

(1) 検査等の取扱い

合格者の決定には、調査書、適性検査、面接の結果を点数化して総合した成績（以下、「総合成績」という。）を用いる。その取扱いは、各県立中学校長又は県立中等教育学校長が定める。各学校の配点は、以下のとおりとする。

校 名	適性検査Ⅰ	適性検査Ⅱ	調査書 (換算後)	面接	総合成績
県立日立第一高等学校附属中学校	100	100	25	25	250
県立太田第一高等学校附属中学校	100	100	30	20	250
県立水戸第一高等学校附属中学校	100	100	30	20	250
県立鉾田第一高等学校附属中学校	100	100	30	20	250
県立鹿島高等学校附属中学校	100	100	30	20	250
県立土浦第一高等学校附属中学校	100	100	30	20	250
県立竜ヶ崎第一高等学校附属中学校	100	100	5	45	250
県立下館第一高等学校附属中学校	100	100	25	25	250
県立下妻第一高等学校附属中学校	100	100	30	20	250
県立水海道第一高等学校附属中学校	100	100	30	20	250
県立勝田中等教育学校	100	100	25	25	250
県立並木中等教育学校	100	100	25	25	250
県立古河中等教育学校	100	100	30	20	250